

介護老人福祉施設 春輝苑 利用料金表

令和1年10月1日現在

①施設利用料【多床室・従来型個室】

要介護度 () 単位数	要介護1 (559) 単位数	要介護2 (627) 単位数	要介護3 (697) 単位数	要介護4 (765) 単位数	要介護5 (832) 単位数
加算	加算 97単位 ※詳細は加算一覧のとおり 上記加算は「日常生活支援加算(36単位)・栄養マネジメント加算(14単位)・看護体制加算I(4単位)・夜勤職員配置加算(13単位)・口腔衛生管理体制加算(30単位1月につき)」				
自己負担分(1割)	656円	724円	794円	862円	929円
自己負担分(2割)	1,312円	1,448円	1,588円	1,724円	1,858円
自己負担分(3割)	1,968円	2,172円	2,382円	2,586円	2,787円

②居住費・食費

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	370円	370円	840円
従来型個室	320円	420円	820円	1,150円
食費	300円	390円	650円	1,600円

※食事、居住費係わる費用について、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載している負担限度額とします。

③【多床室】【従来型個室】31日のおおよその料金

処遇改善加算I 特定処遇改善加算I 1割・2割・3割		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
		1割負担	1割負担	1割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1,614・3,228・4,842 525・1,050・1,575	要介護1 多床室	34,936円	49,196円	57,256円	101,276円	121,612円	141,948円
	要介護1 従来型個室	44,856円	50,746円	71,206円	110,886円	131,222円	151,558円
1,789・3,578・5,367 582・1,164・1,746	要介護2 多床室	37,044円	51,304円	59,364円	103,384円	125,828円	148,272円
	要介護2 従来型個室	46,964円	52,854円	73,314円	112,994円	135,438円	157,882円
1,969・3,938・5,907 641・1,282・1,923	要介護3 多床室	39,214円	53,474円	61,534円	105,554円	130,168円	154,782円
	要介護3 従来型個室	49,134円	55,024円	75,484円	115,164円	139,778円	164,392円
2,144・4,288・6,432 698・1,396・2,094	要介護4 多床室	41,322円	55,582円	63,642円	107,662円	134,384円	161,106円
	要介護4 従来型個室	51,242円	57,132円	77,592円	117,272円	143,994円	170,716円
2,316・4,632・6,948 778・1,556・2,334	要介護5 多床室	43,399円	57,659円	65,719円	109,739円	138,538円	167,337円
	要介護5 従来型個室	53,319円	59,209円	79,669円	119,349円	148,148円	176,947円

※【多床室】【従来型個室】利用料金にその他の日常生活費200円/日は含まれています。

- ・介護給付費及び体制加算等には(川口市の地域単価10.27を上乗せした単価となります。)
- ・介護職員処遇改善加算I(総単位数に83/1000を乗じた単位数を算定)
- ・介護職員等特定処遇改善加算I(総単位数に27/1000を乗じた単位数を算定)

上記、介護給付費及び体制加算、介護職員処遇改善加算I・特定処遇改善加算Iには地域単価10.27は利用料金には含まれていません。月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

④加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
日常生活支援加算	新規入所者のうち要介護4・5の入所者が一定割合以上であり、介護福祉士を一定以上配置している	36
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4
看護体制加算（Ⅱ）	基準+1以上の看護職員を配置、看護職員と連絡体制を確保している場合	8
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	人員基準+1以上の介護、看護職員を夜間に配置	13
栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、多職種で栄養ケア計画を作成し実施している	14
口腔衛生管理体制加算 （1月につき）	歯科医師又は、歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合	30
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位×83/1000（1月につき）	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位×27/1000（1月につき）	

（該当した場合）

個別機能訓練加算	機能訓練指導員等により機能訓練を行う	12
経口移行加算	医師の指示にて経管栄養者に対して経口摂取を進めていく場合	28
経口維持加算Ⅰ（1月につき）	医師の指示にて著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口摂取の特別な管理が必要な場合	400
経口維持加算Ⅱ（1月につき）	医師の指示にて摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口摂取の特別な管理が必要な場合	100
療養食加算	医師の指示にて療養食を提供した場合	18
口腔衛生管理加算 （1月につき）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	90
初期加算	入所日から30日間及び30日を超える入院から再入所時	30
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合（月6日・複数月12日限度）	246
外泊時在宅サービス費用加算	居宅に外泊時、在宅サービスを利用した場合6日間限度	560
配置医師緊急時対応加算	急変時等医師が施設を訪問した場合（1）早朝等（2）深夜	(1) 650
		(2) 1,300
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前4日以上30日以下	144
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前2日又は3日	680
看取り介護加算Ⅰ	死亡日	1,280
在宅・入所相互利用加算	複数の在宅介護利用者で同一の個室を計画的に利用する場合	40
退所時等相談援助加算	（1）退所前訪問相談援助加算・退所後訪問相談援助加算 （2）退所時相談援助加算 （3）退所前連携加算	(1) 460
		(2) 400
		(3) 500
再入所時栄養連携加算	入所者が退院時、病院、施設管理栄養士が連携した場合（1回限り）	400
低栄養リスク改善加算	低栄養の方で計画を作成し定期的に食事等の観察した場合（1月につき）	300
排泄支援加算	排泄障害等にて支援計画を作成し改善にむけて支援した場合（1月につき）	100
褥瘡マネジメント加算	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画を実施して評価した場合（1月につき）	10
身体拘束廃止取組の有無	身体拘束の研修、3ヵ月に1回委員会開催、拘束記録等実施していない場合	10% / 日 減算

⑤その他の料金

(1) その他の日常生活費・・・1日あたり200円

歯ブラシ、義歯洗浄剤、義歯ケース、ボックスティッシュ、口腔用ガーゼ、フェイスタオル、カミソリ、フェイスクリーム等の費用を施設でご用意するものをご利用いただく場合や、クラブ活動の材料費等、預かり金等管理（嗜好品等購入）を、利用者又はご家族等がご希望される場合にお支払い頂きます。

※但し、ご家族様にてご用意等出来る場合には必要ありません。

・ご家族にて用意、預かり金等管理 ・施設にて用意、預かり金等管理

(2) クラブ活動費

（茶道・華道・書道・音楽・居酒屋・映画等）・・・1回あたり100円～500円

(3) 理美容

（月2回）・・・1回あたり1,500円

(4) 行政事務手続き代行・・・実費